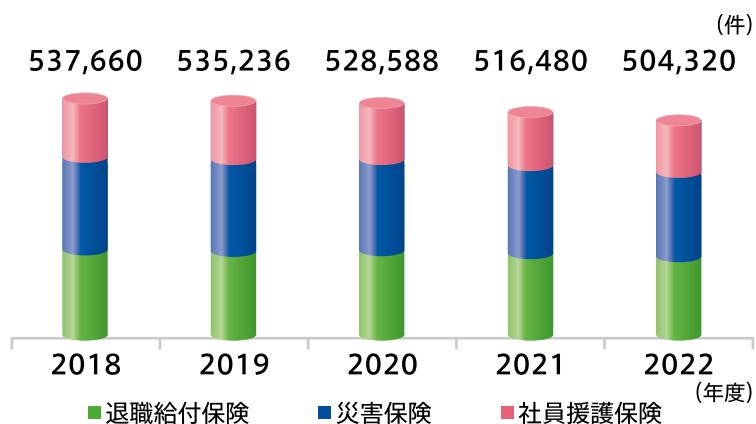


最新の概況

2022年度における保険商品の概況

● 契約数

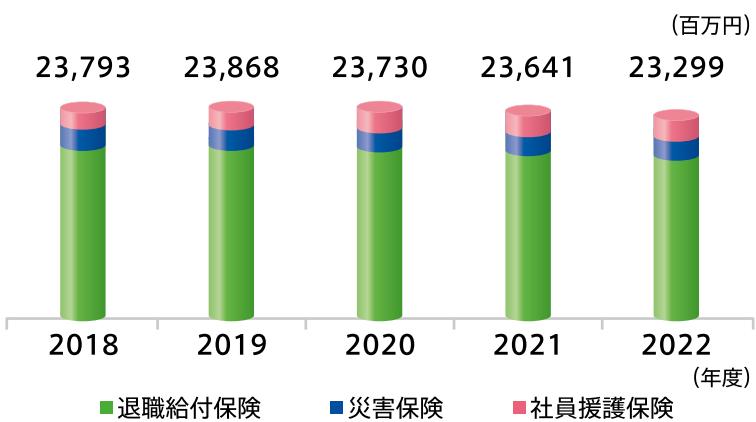
50万件



年度末現在の契約数は、退職給付保険、災害保険、社員援護保険の各契約数及び退職給付金の分割給付受給者数の合計です。

● 保険料収入

232億円



保険料収入はご加入者さまから払い込まれた保険料(退職給付保険、災害保険、社員援護保険)の額を計上しています。

● 保険金等支払額

224億円



保険金等支払額は、ご加入者さまにお支払いした保険金(退職給付保険、災害保険、社員援護保険)の額を計上しています。

※再保険料を除く。

● 事業費率

9.6%



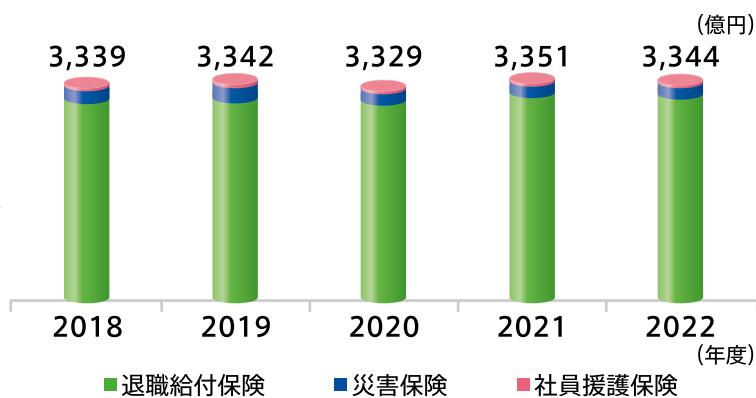
事業費率 = 事業費 ÷ 収入保険料

事業費率とは収入保険料に対する事業費の割合をいいます。事業費は新規契約及び保有契約の維持・保全や保険金等の支払いに必要な費用のうち資産運用などに要する経費を除いた、保険引受に係わるものを計上しています。

2021年度以降の事業費率上昇の主な要因としては、新基幹システムの開発に係る減価償却費等の計上に伴う、事業費の増加によるものです。

● 保険契約準備金

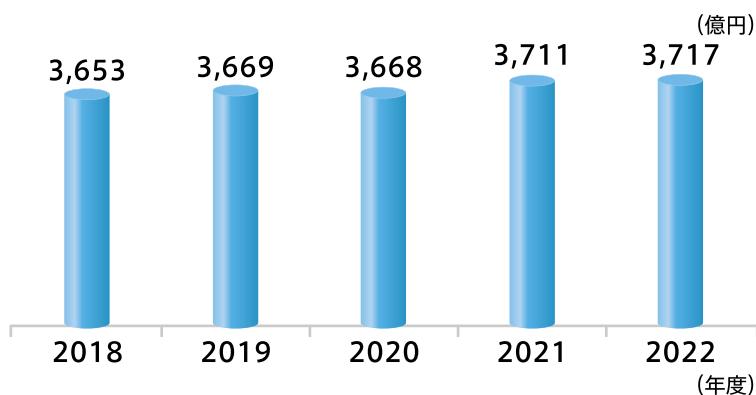
3,344億円



保険契約準備金とは、保険契約に基づく保険金支払いなどの責任を果たすために、決算期末に積み立てる準備金で、支払準備金及び責任準備金で構成されています。

● 総資産

3,717億円

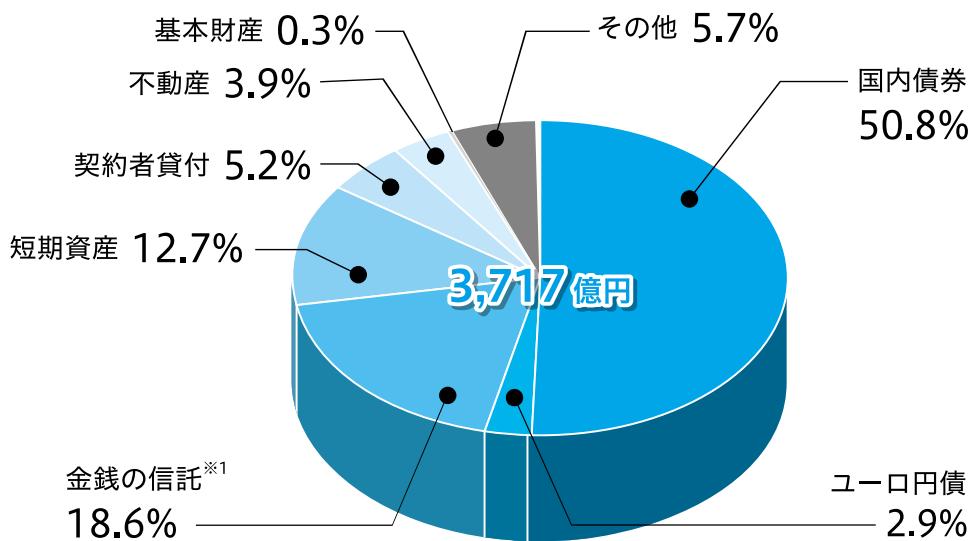


総資産は、その大半がご加入者さまからお預かりしている保険料です。将来お支払いする保険金等の原資にあたるため、安全かつ確実に運用しています。

資産の長期的・安定的な運用について

郵政福祉の資産総額は3,717億円。将来の保険金等を確実にお支払いするため、加入者の皆さまからお預かりした保険料を安全かつ効率的に運用しています。また、長期的・安定的な運用収益を確保するため、リスク管理やポートフォリオ管理を強化しています。

資産構成 (2022年度末)



※1 「金銭の信託」には、投資一任契約（投資顧問）付き特定金銭信託に基づいた委託運用分を計上しています。

金融資産運用に対する考え方

金融資産の運用にあたっては、安全性、収益性、流動性に配慮した運用を行っています。自家運用^{※2}においては、負債の性格に合わせたうえで高格付の社債等による安定した収益確保を目指す運用を行っています。

委託運用^{※3}においては、組み入れ資産の種類や運用スタイル等に配意し、株式市場の変動にも大きな影響を受けることなく、安定的な収益を確保する運用を行っています。

※2 自ら有価証券の売買などの資産運用を行うこと。

※3 有価証券の売買などの資産運用を外部の運用機関に委託すること。

金融資産運用におけるリスク管理

郵政福祉における金融資産運用リスク管理は、リスク管理基本方針等に則り、金融資産の運用に係るリスク量を定期的に測定・把握することとしています。

定期的に測定・把握したリスク量は、四半期ごとにリスク管理委員会^{※4}に報告し、同委員会から指示があった場合には、速やかにそのリスクを制御する等の対応をとることとしています。

※4 法人全体のリスクを把握しコントロールするための委員会(P14~15参照)

収益性と健全性について

日本郵政グループの多くの皆さんにご加入いただいている当法人の保険商品は、ご加入から保険金等を受け取るまでの期間が長期にわたることから、財務基盤の強化に努め、確実に保険金等をお支払いする責任を将来にわたって果たしてまいります。

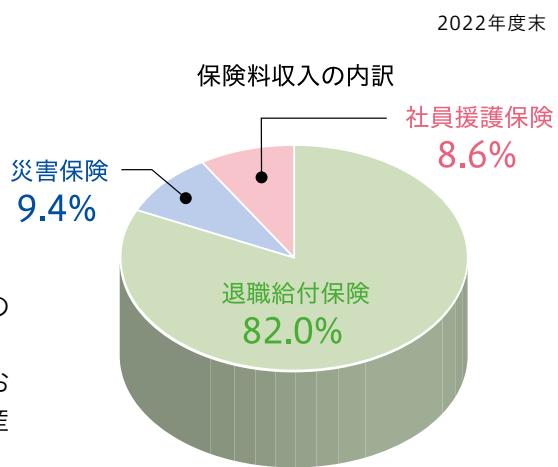
●保険商品における「保険料収入」

保険料
収入

232億99百万円

保険料収入は、退職給付保険、災害保険及び社員援護保険のご加入者さまから納入いただいているものです。

2022年度における保険料収入は232億99百万円となっており、保険金等をお支払いするまでの期間、安全かつ効率的な資産運用を心掛けています。



●保険金の支払いに備えた「責任準備金」の積み立て

責任
準備金

3,178億82百万円

責任準備金とは、将来の保険金等のお支払いに備えて、保険業法で積み立てが義務付けられた準備金です。責任準備金は、通常予測できる範囲のリスクに備えた「保険料積立金」とび「未経過保険料」と、通常の予測を超えて発生するリスクに対応する「異常危険準備金」で構成されています。

郵政福祉では、法令に基づき責任準備金を適正に積み立てていることを、毎年保険計理人が確認しています。

●十分な「純資産額」の確保

純資産額
(特定保険業)

378億62百万円

※認可特定保険業者とは

認可特定保険業者とは、保険業法の一部を改正する法律(平成17年法律第38号)の公布日に特定保険業(共済事業)を行っていた団体等のうち、行政庁の認可を受けて、引き続き特定保険業を行っている一般社団・一般財団法人(公益社団・公益財団法人を含みます)をいいます。

認可特定保険業者*に求められる財産的基礎は、保険業法及び認可特定保険業者等に関する命令で、純資産額が1,000万円以上とされています。

純資産額は、貸借対照表の資産の部に計上されるべき金額の合計額から、負債の部に計上されるべき金額の合計額(価格変動準備金に相当する額と異常危険準備金に相当する額を除く)を控除した額です。

お客様への保険金支払能力を維持するため、十分な純資産を保持しておく必要があり、引き続き、安定的に剩余を確保できるよう取り組んでまいります。